

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成25年第12回習志野市農業委員会総会は平成25年12月19日(木)  
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時より

1. 委員の出欠席 18名中 16名出席 欠席 1名

※ 16番は欠番

委員氏名 (網掛けは欠席委員)

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 市瀬 健治	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 14番 合間 正秋 1番 村山 龍平

1. 議案審議結果

上 程 3件 承 認 3件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午 後 4時50分

1. 付議事項

- ・議案第26号 習志野市農業再生協議会委員の推薦について
- ・議案第27号 農地の下限面積の設定について
- ・議案第28号 農地の賃貸借標準金額の設定について
  
- ・報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

<p>議 長</p>	<p>只今より 平成25年 第12回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、10番 伊藤 和彦 委員より、欠席の報告がありました。 18名中 1名の欠席と1名の欠員により16名の委員が 出席しています。 よって本日の総会は成立いたしました。</p> <p>議事録署名人につきましては、「習志野市農業委員会会議規則」 第26条の規定により議長より指名させていただきます。 14番 合間 正秋委員・1番 村山 龍平委員の両名を 指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の付議案件は農業再生協議会委員の推薦などの 案件を3件予定しています。</p> <p>議案第26号 習志野市農業再生協議会委員の推薦について 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 26 号</p> <p>習志野市農業再生協議会委員の推薦について</p> <p>平成25年12月10日付け習志野市農業再生協議会第9号により、習志野市 農業再生協議会会長から農業委員会会長あてに、習志野市農業再生協議会の委員の任 期が平成26年2月22日をもって満了するため、農業委員会より5名の委員の推薦 依頼がありましたので委員の選出を求める。</p> <p>農業再生協議会の目的 認定農業者の育成と支援、新規就農者の育成、耕作放棄地の解消等に取り組むため、 習志野市農業再生協議会を置く。</p> <p>選出人数                    5名</p> <p>委員の任期                平成26年2月23日から平成28年2月22日まで</p>

議 長	議案第 26 号 について 補足説明が有れば 事務局お願いします。
事務局	<p>この農業再生協議会は、平成 22 年 2 月 23 日に習志野市担い手育成総合支援協議会が前身でございます。その後、平成 23 年 7 月 2 日に規約の一部を改正し、名称を習志野市農業再生協議会に変更されたものです。</p> <p>目的も説明させていただいた中で、その他に地域の担い手の育成確保や経営改善支援、農業構造の担い手の確立及び耕作放棄地の解消と再生利用に資することを目的とするとうたっております。</p> <p>なお、現在の農業委員会の委員さんについては、会長の廣瀬 博さん、職務代理の飯生 正己さん、飯生 良さん、中台 孝政さん、田久保 武士さんでございます。その他に県の農業事務所から改良普及課長、企画振興課長、JA 千葉みらいの指導経済部長、習志野支店長です。この会の会長は農政課長となっております。</p> <p>農業委員会事務局長を加えた構成員となっております。</p> <p>今回は、農業委員さんの選任の推薦をお願いしたいという事になります。</p>
議 長	只今の、議案第 26 号について、質問等が有れば挙手願います。木村委員どうぞ。
木村委員	全員で何人ですか。
事務局	11 名です。
議 長	質問等が無ければ、5 名の委員の選出について伺います。5 名の委員の選出について、如何いたしましょうか？ご意見のある方は、挙手願います。木村委員
木村委員	前回の改選はいつでしたか。
事務局	<p>平成 24 年の 2 月 23 日からになります。</p> <p>前回は、平成 24 年 1 月の総会の中で決めていただいています。</p> <p>農業委員としての任期が、平成 26 年 10 月 6 日までですので、そこで一度退任して頂き、10 月 7 日に臨時総会を開催した中で改めて推薦していただくこととなります。</p>
議 長	5 名の委員の選出について、如何いたしましょうか。ご意見のある方は、挙手願います。

<p>三橋委員</p>	<p>三橋 久吉委員いかがですか。</p> <p>任期が10月6日までですので、現在の5名の委員さんに継続していただければと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、三橋委員より現委員の継続の案を頂きました。 如何でしょうか。 三代川委員いかがですか。</p>
<p>三代川委員</p>	<p>三橋委員の意見に賛成です。</p>
<p>議 長</p>	<p>5名の委員の方々 如何でしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>.....各委員に確認.....</p>
<p>田久保委員</p>	<p>最初の頃からやっているの、最後1回だけでもやってない方にやっていただいたらと思うのですが。</p>
<p>議 長</p>	<p>来年の10月までという事で皆さんにお諮りしているのですが。 来年は4月の初旬に会議が開催されます。</p>
<p>事務局</p>	<p>再生協議会の会議の回数ですが、おおよそ年間1回でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、局長から説明がありましたが、進めていきたいと思えます。 田久保委員からは、同じ人でなく他の方というお話がありましたけれども皆様からは現状でお願いできればとの意見がありました。 5名の委員の方には、任期中は継続していただけるようお願いして皆様においては、5名の委員の継続として 同意いただきたいと思えますがよろしいでしょうか。 賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>賛成多数を持ちまして、現委員が任期まで継続することに決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第27号の『農地の下限面積の設定』について事務局より、議案を読み上げてください。</p>

事務局

議案第 27 号

農地の下限面積の設定について

平成21年12月施行の農地法の改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなっており、また、「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。このため、下限面積の設定について以下のとおり提案いたします。

(下限面積)

現 行	提 案
35アール	35アール

《提案理由》

農地法施行規則第20条第1項第3号の規定により、農業委員会が定めようとする別段の面積は、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が全体の4割を下回らないように算定することとされています。

2010農林業センサスより、習志野市内で40アール以上の農地を所有し、露地野菜等を耕作している農家数は6割を超えることが予測されるため、35アールが妥当であると判断し、提案するものです。

なお、平成22年より下限面積を35アールで設定し、以後の変更はありません。以上です。

35アールの詳細については、後程、補足説明させていただきますが、農地法で言いますと下限面積、新規就農者とか農地法の3条で農地を取得する、借りるという場合に農家要件がないとできません。

農家要件は借りたり買ったりした農地面積を含めて35アールなければ、農地法3条など受けることが出来ないという最低の基準です。

新規就農で農業を始めたいという場合には実際耕作する農地面積が習志野市では35アールないと出来ないこととなります。

法律上では北海道を除く都道府県は今でも50アールです。

習志野市は改正される以前は50アールでした。

<p>議 長</p>	<p>農地法の改正によって各農業委員会で設定できることになり35アールに変更しました。</p> <p>事務局、ご苦労様でした。 事務局この議案の詳細な説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>参考資料を見ていただきたいのですが、 農地法施行規則の中で面積の基準が定められています。 (参考) 農業委員会が定めようとする別段の面積は設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作する事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下回らないように算定されるものであることとあります。</p> <p>・・・以降 資料により詳細説明・・・・・・・・</p> <p>その前にどこで決めるかというのがいろいろ難しいところで、近隣各市の状況は資料のとおりですが、法律では50アールが標準ですがそれ以下で決めることも可能で各市の実情にあわせて決めて良いということに変わってきています。</p> <p>・・・・資料にて近隣各市の状況説明・・・・</p> <p>習志野市は35アールで今までできていますが、今後どうするかというところでまた少し振り返ってみたいのですが次のページを見ていただきたいと思います。</p> <p>・・・・資料説にて説明・・・・・・・・</p> <p>資料の中の露地野菜というところを基に35アールと決めています。 この区分ですが農林業センサスの区分で括りが不規則で、最初は5アール未満5アール～10アール、10アールから20アール、20アールから30アール30アールから50アール、ちょうど50のところ全体50%あります。 30アールまでですと46世帯で全体の24%、30アールから50アールで25%から50%の間、ここの中でどのように決めるかという30アールにすると全体の24%で、50アールにしてしまうと50%になってしまう。 その中で、推測すると40%をどうするかという77経営体40%を下回らない範囲で算定しなければならないため、全体で192世帯露地野菜の農家さんがいら</p>

<p>議 長</p>	<p>っしやると40%で77経営体がどこにあたるかという30アールから50アールの間になります。35アールまでで何世帯、40アールで何世帯と決めるのが区分上不可能ですので当時設定した時に40%を超えるのは35アールということで設定しました。</p> <p>農林業センサスは5年ごとの見直しで行っていますので次回は2015年になります。5年ごとの見直しを行う関係もありまして今年度は、従前のおり35アールで提示させていただきました。</p> <p>これは実際農家の規模拡大、規模縮小とかでこれではきびしいよとなれば変更となる可能性もありますが、習志野市の農業形態から判断すると、40アールで40%を超えることが予測されるため、35アールが妥当と思われる。</p> <p>この35アールは農家要件ということで、農地の3条関係や新規就農の農家要件として使われます。以上ですが、何かご質問があればお答えします。</p> <p>只今、事務局より説明がありましたが、この件について、ご意見・ご質問のある方は挙手願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>例えば、20アールと決めた場合20アールで、農業一本で生計が立てられるかというそうはいかないだろうけれど、下限面積が35アールぐらいであれば収入も得てどうにか大丈夫であろうということで35アールにしたんですよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今の会長の補足説明が非常に参考になると思います。</p> <p>要するにこれから農業で生計を立てていくという方が、農業を始める時に少なくとも35アールないと生活できないだろうという新規就農者の設定基準であります。果たして35アールが妥当なのかという事もあると思いますが、</p> <p>後は、借りる貸す農地法3条で許可申請が出てきた時に何アールありますという場合に35アール以上なければ3条で農地を借りることができません。</p> <p>35アールが基準となってきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>もしも、新規就農者が10アールでも一生懸命働いて生計を立てるとい方がでてきたらどうでしょう。</p>
<p>事務局長</p>	<p>その場合でも、習志野市では35アールと決まっているので受けることは出来ません。</p>

	<p>例えば、八千代市の方が習志野市に農地を借りたいとなった時に八千代市は50アールなので35アールで結構です。習志野市の方が八千代市で農地を借りたいという時は50アールないと借りることが出来ないことになります。</p>
市瀬委員	<p>平成21年に改正されて35アール以上で、新規就農者の実績はあったのでしょうか。</p>
事務局長	<p>習志野市で新規就農者というのは1人もいらっしゃらないです。 習志野市の場合、35アールの農地を確保するのは非常に難しいです。 習志野市に住んでいて千葉市の方で50アールとか求めてやっている方はいます。 たまに相談にみえる方もいますが、30アールとかにさげしてしまうとお金があればとりあえず買うことができ、3年間5年間やってみて農業をやめるとなった時にその後転用されてしまったりすると、とりあえず農地として取得した場合3年間は農地として使うという条件はありますが、少しハードルを高くしても良いのかなとは思っています。35アールが妥当ではないかと思えます。</p>
議長	<p>相原委員何かございますか。</p>
相原委員	<p>会長のおっしゃるように、これ以上小さくして仕事として成り立つのかなと思えます。 全経営体192とありますが、前回の時はいくつだったのかわかりますか。</p>
事務局長	<p>前回の時も2010年の農林業センサスの数値を基準にしています。</p>
相原委員	<p>どれだけの変化があるのかなと思ひまして。</p>
事務局長	<p>2005年と比較すれば出るのですが、減っているとは思いますが、今、手元にないものですから次回でよろしければお返事したいと思います。</p>
議長	<p>職務代理者どうぞ</p>
職務代理者	<p>例えば露地野菜で作っているもので経営体が出ていると思うのですが、毎年農家基本台帳出してもらった時そこから状態とか見られるのではないかなと思うのですがいかがでしょう。</p>



事務局	<p>それが、各市からどのようにしているのかという問い合わせがありました。</p> <p>他市はどのようにしているのか尋ねましたら、農林業センサスを基準にだしているということでした。1件ごとに統計をとるというのも可能であると思うのですが、こういったことで毎年大幅な変化があると安定的な手続きに支障がでてくるのかなと思うのですが。</p>
職務代理者	<p>センサスを資料としてするのは良いと思いますが、参考的にデータとして数値が見たいなと思ひまして。</p>
議長	<p>一番近い数値で見たいということですよ。</p> <p>習志野市はどうですかということですよ。</p> <p>それは今すぐにはでないですね。</p> <p>グラフとか作成してみるのも良いかもしれない。</p>
事務局	<p>1件ごとに農家基本台帳を回収した中で可能と思ひます。</p>
事務局長	<p>先程、職務代理者から農家基本台帳から数値が出るだろうとご意見がありました</p> <p>が農林業センサス上では販売農家なのですね、販売農家数が経営体です。</p> <p>農家基本台帳にはどなたが販売農家なのかは出てこないです。</p> <p>持っている農地の面積は出ますが、販売しているということとは出ていません。</p> <p>また、一つの畑で2回野菜をとってれば面積は2倍になりますので、数値を出すのは困難に思ひます。</p>
議長	<p>何か事務局として良い提案がありますか。</p>
事務局長	<p>実際どれだけ農地を持っていて耕作をしているという数値であれば出せます。</p> <p>販売している、していないは別としてですが。</p>
相原委員	<p>そこに耕作日数をいれるともっと精度は上がると思ひます。</p> <p>耕作面積と耕作日数を同時に計算式に入力すれば良いのではないか。</p>
議長	<p>他に質問等が無ければ、採決に入ります。</p> <p>議案第27号『農地の下限面積の設定』について</p> <p>習志野市の下限面積を35アールに定めることに賛成の方は挙手願ひます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>全員の賛成 を持ちまして、 議案第 27号は、原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 28号 『農地の賃貸借標準金額の設定』 について事務局より、議案を読み上げてください。</p> <p>議案第 28号</p> <p>農地の賃貸借標準金額の設定について</p> <p>平成 21年 12月 15日施行の改正農地法により、標準小作料制度が廃止され、 農地法第 52条の規定により、農業委員会が地域における賃借料の目安となるよう 賃借料情報を提供することとなっています。</p> <p>賃貸借標準金額はあくまでも参考であり、賃借料は貸し手と借り手の合意のうえ 決定していただくこととなります。</p> <p>平成 25年の賃貸借標準金額を、農業委員会で定め情報提供を行うものです。</p> <p>10aあたりの賃貸借標準金額</p> <table border="1" data-bbox="475 1077 1449 1296"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">習志野市全域 : 畑</td> <td style="text-align: center;">15,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">習志野市全域 : 田</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※田については、面積過少につき従来から算出していません。</p> <p>&lt;設定理由&gt;</p> <p>習志野市におきましては、本来毎年見直しを行うべきですが、締結された賃貸借 の事例がほとんど見受けられないため平成 21年の賃貸借標準金額と同額とし、 情報提供を行うものです。</p> <p>これについても、議案第 27号と同様で平成 21年 12月 15日に農地法が改正さ れたことにより、新たな業務となったものです。</p> <p>法律改正前は小作料、標準小作料、あるいは小作料状況調査という仕事がありま した。その時の金額を見ますと上限があり、標準があり、下限がありました。</p> <p>上限が 18,000 円、標準が 15,000 円、下限が 12,000 円と三段階に習志野は一つの 地域として習志野全体をこの金額で定めてみました。</p> <p>今、説明した中で本来は毎年見直しを行うべきですが、締結された事例が殆ど</p>	区 分	金 額	習志野市全域 : 畑	15,000 円	習志野市全域 : 田	—
区 分	金 額						
習志野市全域 : 畑	15,000 円						
習志野市全域 : 田	—						

議 長	<p>ないということ、農地法3条で農地の貸し借りについていくらで貸し借りされているかという案件が1件も上がってこない。ということで習志野としては15,000円で設定してきた実態があります。</p> <p>事務局、ご苦労様でした。 事務局この議案の詳細な説明をお願いします。</p>
事務局	<p>近隣各市の状況です。</p> <p>千葉市、八千代市、船橋市、市原市のそれぞれ平成21年から平成24年までの変遷が載っています。</p> <p>習志野市は、15,000円ですが各市は何百円の単位まで出しています。</p> <p>千葉市他近隣市はいろいろな地区で年間何件もの報告があつていくらで行なっているか、細かなデータを基に件数で割って1件あたりの金額を算出しています。</p> <p>その他畑だけでなく田についても、標準金額をだしています。</p> <p>件数自体も数十件から100件を超すところもありまして、その中で純粋な平均の抽出なので、件数が大きくなればなるほど実際に近くなりますけれども、習志野にあてはめてみても3条の許可や利用集積もありますが、使用貸借のみです。</p> <p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件について、ご意見・ご質問のある方は挙手願います。</p>
議 長	<p>習志野市が千葉市とか市原市と比較してみると、1.5倍程高いのですがその辺はどうなのでしょう。</p>
田久保委員	<p>個人的に思うには、千葉市とか市原市と比較すると習志野市の土地自体が利用価値が高いという部分があつて金額も高いのかなと思っております。</p>
事務局長	<p>習志野市は、当初申し上げた様に谷津から実籾、屋敷全部一体として一つの地域と見ているので、この金額で提示させていただきました。</p> <p>習志野の農地は一つ一つが比較的小さい、広い農地を借りるとそれだけ安くなるのかなと、10アール単位の農地と一筆が30・40・50アールもある農地を借りると割り返すと安くなるのでしょうか。</p>
議 長	<p>田久保委員どうですか。</p>
田久保委員	<p>花見川区と比較するとそのような考え方もあるのかなと思います。</p>

事務局長	<p>これはあくまでも基準であって、このとおりしなさいと言う事ではなく、双方の話し合いで決めていただくことですので安くても高くてもよければ結構ですが、聞かれたときに習志野市は10アールあたり15,000円という標準価格があるよという程度でよろしいと思います。</p>
議長	<p>他に質問等が無ければ、議案第28号の『農地の賃貸借標準金額の設定』について原案のとおり承認される方の同意を求めます。</p> <p>賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、議案第28号は原案のとおり承認されました。 以上を持ちまして、本日の議案については全て審議が終了いたしました。</p> <p>続いて、報告第23号及び24号の「農地転用届出書の受理通知の交付について」につきまして、ご質問が有れば挙手願います。</p> <p>質問等が無ければ以上を持ちまして、総会を終了いたします。</p>